

会議・委員会等出席者の交通費に関する申し合わせ

(総 則)

第1条 本申し合わせは会議またはその下部組織である委員会等に出席する役員等の交通費の支給について定める。

(支給の範囲)

第2条 原則として支給しない。

(特 例)

第3条 特別委員会等における会員以外の委員には、交通費を支給できるものとする。この場合、その所属する委員長へ原則として付1の申請書により交通費の申請を行い、交通費の支給を受ける。

2 各委員会等において、交通費を自費にて支払わざるを得ない会員の委員については、原則としてその所属する委員長へ付1の申請書により交通費の申請を行い、委員長がこれを認めた場合、交通費を支給する。

(支給額)

第4条 前条の交通費に対する支給額は、次のとおりとする。

一 交通費の支給額は、支給対象者の出発地点と会議・委員会等の開催場所とを通常の経路で往復するのに要する実費額とする。ただし、前記通常の支給額を超えない範囲内でパッケージツアー、その他の割引旅行商品を利用する場合、その経路を往復するのに要する実費額とする。

(支 給)

第5条 交通費の支給は原則として会議・委員会等終了後、交通費申請書を確認のうえ後日支払う。

(事 務)

第6条 支給は、それぞれ会議・委員会等の事務を担当する事務局各課で行う。

(付則)

1. 平成4年4月23日、理事会において承認制定。
2. 平成4年5月28日より施行する。
3. 平成10年1月21日、理事会において一部改正。
4. 平成10年8月27日、理事会において一部改正。
5. 平成11年1月27日、理事会において一部改正。
6. 平成18年10月13日、理事会において一部改定。
7. 平成22年9月22日、総務会議において一部改定。(付1 交通費の申請について)
8. 令和2年10月8日、理事会において一部改定
9. 令和6年5月16日、理事会において一部改定。(付1 交通費申請書)

以上